三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石区間同時開通記念講演会
～復興道路・復興支援道路、命の道からかまいしの未来へ～

市民の長年の悲願であった「三陸沿岸道路」「東北横断自動車道釜石秋田線」が３月９日に市内区間同時開通しました。交通アクセスが格段に向上したことで、釜石港のさらなる飛躍、災害に強いまちづくり、観光振興が期待されています。これを記念して、開通した道路が「命の道」から未来への希望の道となるように、釜石応援ふるさと大使で小説家の柚月裕子さんの講演会を開催します。これまでご協力いただいた皆さんに感謝するとともに、道路開通をみんなでお祝いしましょう。

日 時　４月13日㈯15時～17時
会 場　釜石市民ホールTETTO ホールＡ
内 容　①講演会（対談形式）
　講 師：柚月 裕子さん（小説家・推理作家、釜石応援ふるさと大使）
　インタビュアー：江幡　平三郎 さん（㈱IBC岩手放送 アナウンス部 部長兼復興支援室事務局次長）
　②パネルディスカッション　「命の道からかまいしの未来へ」
　【パネリスト】　柚月　裕子 さん
　青木　健一 さん（㈱青木土木代表取締役社長）
　福成菜穂子 さん（市民）
　河東　英宜 さん（㈱かまいしDMC取締役事業部長）
　【アドバイザー】　折笠　徹 さん（国土交通省東北地方整備局南三陸国道事務所長）
　【コーディネーター】　江幡　平三郎 さん
対 象　どなたでも参加できます（入場無料。参加者の皆さんに記念品を配布します）
※講演会終了後、柚月裕子さんのサイン会があります（著作購入者対象）
※共通ロビーでは、道路のパネル展示も行います
主 催　三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石区間同時開通記念事業実行委員会

小説家・推理作家　柚月 裕子さん

撮影／ホンゴユウジ

1968年、岩手県出身。2008年『臨床真理』で第７回「このミステリーがすごい！」大賞を受賞し、デビュー。13年『検事の本懐』で第15回大藪春彦賞、16年『孤狼の血』で日本推理作家協会賞(長編及び連作短編集部門)を受賞。18年『盤上の向日葵』で「2018年本屋大賞」２位。他の著書に『最後の証人』『検事の死命』『蜂の菜園―アントガーデン―』『パレードの誤算』『朽ちないサクラ』『ウツボカズラの甘い息』『あしたの君へ』『慈雨』『合理的にあり得ない上水流涼子の解明』『凶犬の眼』などがある。

問い合わせ　市高規格幹線道路対策室　☎27-8430

平成31年度固定資産税納税に関するお知らせ

納税通知書を今月上旬に発送いたします。
○納期限……第１期：５月７日㈫
　第２期：７月31日㈬
　第３期：12月25日㈬
　第４期：平成32年３月２日㈪
○縦覧期間…４月１日㈪～５月７日㈫
　（土・日曜日、祝日を除く）

※津波被災区域における固定資産税について

釜石市条例に基づき、津波浸水区域内で対象と認められる固定資産は、平成32年度まで全額減免または２分の１減免としていますが、**復興事業が完了した地区ごとに段階的に課税**となります。

平成31年度から、根浜・箱崎白浜・仮宿・花露辺・本郷・唐丹片岸・荒川の各地区は、次のとおり段階的に課税となります。

区分／年度	未使用 土地・家屋	使用している 土地・家屋
平成30年度まで	全額減免	1/2減免
平成31年度	1/2減免	課税（減免なし）
平成32年度以降	課税（減免なし）	

その他の地区の今後の課税の見込みは、固定資産税納税通知書に同封するお知らせをご覧ください。

問い合わせ　市税務課 資産税係　☎27-8417

「外国人のための日本語教室」の受講者を募集します

日程　５月19日(日)～平成32年３月15日(日)の毎月第３日曜日(7月を除く)
　10時～12時　全10回
※日程は変更となる場合があります
場所　釜石公民館　活動室２（大町3-8-3青葉ビル内）
講師　釜石市国際交流協会　岡本 眞由美さん
対象　釜石市内に住んでいる、または釜石市内で働いている外国人
受講料　無料
申込方法　5月13日(月)までにメールまたは電話で、氏名、住所、勤務先、連絡先をお知らせください
申し込み・問い合わせ　市生涯学習文化スポーツ課 生涯学習係　☎22-8835
✉syougai@city.kamaishi.iwate.jp

「命を守る災害文化会議」の設立について

未曽有の大震災を経験した私たちは、震災から多くの教訓を学び、二度と災害による悲劇を繰り返すことがないように、平成31年３月11日に市民総意の防災市民憲章を制定しました。

この防災市民憲章の理念を将来にわたり継承するために、市は平成31年３月20日に「命を守る災害文化会議」（丸木久忠議長）を設立しました。市民、関係機関などが行う防災活動の情報共有・発信、評価などを行うことにより、かけがえのない釜石の海、山川と共に生き、安全に暮らし続ける「災害文化」を創造する環境を整え、次世代に継承していきます。

憲章の理念(本文)
- 備える
- 逃げる
- 戻らない
- 語り継ぐ

→ 情報共有・発信・評価
- 防災市民憲章の普及啓発
  - ・個人・家庭・地域・団体の取り組み
- いのちの教育(防災教育)との連携
  - ・学校・家庭・地域との連携
- 「語り部」制度の創設
  - ・震災時の被災体験／復旧・復興／教訓

→ 災害から未来の命を守る文化の創造

問い合わせ　市総合政策課 震災検証室　☎27-8413

岩手県山火事防止運動月間（5月31日まで）

山火事の多くが、ちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しています。次のことに注意して、山の緑を火災から守りましょう。

1. 強風時および乾燥時には、たき火、火入れ、野焼きをしないこと
2. 火災が起こりやすい枯草などのある場所では、たき火をしないこと
3. たき火の場所を離れるときは、完全に消火すること
4. たばこの吸い殻を投げ捨てないこと
5. 森林の周囲１㎞の範囲では、野焼きは火入れとみなされ、市長の許可が必要となること
（農業、林業または漁業を営むために、やむを得ず行われる廃棄物の焼却や、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどは許可不要）
6. 火遊びはしないこと

問い合わせ　市農林課 林業振興係　☎27-8426

架空の未納料金を請求される詐欺に注意！

釜石警察署管内において「インターネットサイトで未納料金が発生している。本日中に連絡がない場合は法的手続きをとる」というメールが届き、架空の未納料金を請求される被害が発生しています。

内容としては、その相手の電話番号に連絡すると「料金を支払わなければ裁判になる」などと不安をあおり、電子ギフト券を購入して番号を伝えるよう指示するというものです。

未納料金に関する詐欺は、高齢者に限らず、若者も被害に遭う可能性があります。不審なメールが届いたときは、市消費生活センターへお早めにご相談ください。

問い合わせ　市消費生活センター　☎22-2701